

## 織田権力の到達

——天正十年「上様御礼之儀」をめぐって——

## 原田正記

近年の統一権力論は、藤木久志氏によって豊臣政権の全国統合の論理が追求されるなかで、『豊臣平和令と戦国社会』第一章、東京大学出版会、一九八五）、織田政権の全国統合にどのような歴史的意義があったかは、なお十分に明らかにされていない。織田政権は、本能寺の変によって、全国統一の途中で崩壊したとするのが、現在の同政権に対する史的位置づけの大勢である。

しかし、ここに、天正十年に「上様御礼之議」と呼ばれた、この政権の全国統合の到達点を示す、注目すべき事実がある。

〔対紙〕  
小野寺

謹上千福遠江守殿御報遠江守輝道

尚々、令啓候、京都之御様躰様々申来候御床敷候、  
来年者精被仰越候而可給候、以上、

史苑（第五一巻第一号）

態御音信、本望之至候、仍上様為取甲・信・駿、関東八  
羽も悉被属御掌握、并西国・中国御本意、森住国安藝一  
国、是又幾程有之間鋪之由、蒙仰候、随而上様御礼之議、  
早速雖可申上候、当因乱劇、乍存知致遅々候、如何様、  
孫四郎可迫御礼ニ之条、其時者、諸毎可頼入候、然下無  
上十袋并唐子預置候、到来年可及御注進候条、其時者、  
拙者も可申違候、恐惶謹言、

八月一日 遠江守輝道（花押）

謹上千福遠江守殿御報

これは出羽仙北の領主・小野寺輝道が、織田信長の臣・  
千福遠江守からの音信に答えた書状である（東京帝国大学  
所蔵「千福文書」『大日本史料』第十一編之二）。要旨は、  
「上様御礼之議」をすぐにでも申し上げたいが、戦乱で遅  
れてしまっている、と御礼言上が遅れている理由を知らせ

たものである。

この「上様御礼之議」<sup>(儀)</sup>とは、どのようなものであったのだろうか。そこで、この返信から、まず千福氏の音信を推定してみよう。「上様為取甲・信・駿、関東八羽も悉被属御掌握、并西国・中国御本意、森住国安藝一國、是又幾程有之間鋪」は、千福氏からの音信の部分と考えられる。すなわち甲斐・信濃・駿河にわたる武田領が上様（信長）の領国となり、関東も支配下に入り、また、西国・中国も思いのままで、毛利氏本国を残すのみとなり、信長の天下一統が間近に迫ったことを報じ（なお、実際は四国も残っているが、この点は千福氏の音信にすでに記載されていないか）ったのか、記載されていたが、小野氏が落としたものかは判断し難い、「上様御礼之議」を申し上げにまいるべきことを勧めたもの、と考えられる。信長への御礼は、天下一統に対してであった。なお、こうした「御礼」言上の勧告として、永祿二年、室町幕府によって、奥州諸家へ將軍帰洛に対し行なわれた例が知られている（小林清治氏「坂東屋富松と奥州大名」補考『福大史学』四四、一九八七）。

千福氏の音信が書かれた時期は、「上様為取甲・信・駿」とあることから、早くても天正十年三月の武田氏滅亡以降であり、「西国・中国御本意」とあるから、信長自身の中国出馬が決定された四月以後と考えられる。

さて、ここで問題となるのは、出羽仙北の横手城主・小野寺氏と千福氏の関係である。千福氏は越前南条郡の領主で、天正十年五月、信長が中国出陣のために上洛する際、安土城の「二丸御番衆」として名前がみえる（池田家文庫本「信長記」第十五、天正十年五月廿九日条、以下同文庫本による）。当時の両者の関係を示す史料は、この小野寺輝道書状以外に見当たらないが、「如何様、孫四郎可追御礼ニ之条、其時者、諸毎可頼入候」の文言に注目すれば、千福氏は小野寺氏に対して、織田政権への取次の役割をしていたのではあるまいか。

そこで、天下一統が間近に迫ったので「上様御礼之議」<sup>(儀)</sup>を申し上げるべきだ、という千福氏の小野寺氏に対する勧告の意味合いが問題となってくる。千福氏の個人的見解であったのか、それとも織田政権の方針であったのだろうか。まず、この点を考える上で注目したいのが、天正十年五月中旬の徳川家康の安土登城である。この家康の安土登城について、神祇大副・吉田兼和（兼見）は「十四日（中略）今度徳川、信長為御礼、安土登城云々」と、五月の日記に記している（「兼見卿記」天正十年別本『史料纂集』）。

これまで、家康の安土登城の意味は、「信長記」に「信長公（中略）属御本意、駿河・遠江両国、家康卿へ被進、其為御礼、徳川殿并穴山梅雪、今度御上国候」（第十五、天正

十年五月十一日条)とあることから、武田領の駿河を与えられた御礼と理解されてきた。しかし、「信長為御礼」は小野寺輝道書状の「上様御礼之議」<sup>(後)</sup>と同一と考えられないだろうか。

岩沢愿彦氏は、家康らの上洛について、前田利勝夫妻の上洛を取り上げた中で、「中国に大軍を移動するに臨んで、東方地帯有力の大名を京都に召集したのは、あながち新知拝領の答礼をさせるばかりではなかったように想像される」としている(同氏『前田利家』吉川弘文館、一九六六)。

では、「御礼」言上勧告の前提となった、天下一統間近という織田政権側の認識と実際とは、どうであったのだろうか。羽柴秀吉は備中高松城攻め直前の天正十年卯月廿四日、毛利氏方の日幡城を守る上原元祐に「関東之事者不及申、奥州迄平均ニ被仰付」と、統一の状況を伝えているが(大阪城天守閣所蔵「上原文書」『産経新聞』一九八八年十一月三日朝刊)、あたかもこの「奥州迄平均」を裏付けるかのように、出羽の伊達輝宗は、一月余のちの五月八日、常陸の佐竹氏に「當國之事、年来信長へ令入魂候、併会津・最上其外、奥口一統ニ申合、上方令挨拶候」と、織田政権への「入魂」と「挨拶」の事実を表明し、中央権力との結びつきの強さを誇示した(「佐瀬秀一氏所蔵文書」仙台市博

物館一九八七年企画展「伊達の系譜」展示)。織田政権のいう「奥州迄平均」とは、明らかに奥羽側の「奥口一統ニ申合、上方令挨拶」という事実を踏まえていた、ということができる。

なお、九州については、天正十四年正月十一日に島津義久が、秀吉の家臣・細川玄旨(藤孝)へ充てた書状の中で「先年以信長公才覚、大御所様被仰刷、豊薩和平之姿罷成候」と、織田政権によって、豊後の大友氏と薩摩の島津氏の和平が実現したことを述べている(「上井覚兼日記」天正十四年正月廿三日条『大日本古記録』)。

以上のように、織田政権による天下一統は、信長自身の中国出馬。四国は、信長の三男・神戸信孝が六月二日に阿波へ向けて出航という、武田氏征伐後、急転して一気に緊迫した状況を迎えていたのである。

つぎに以下、「御礼」言上の勧告に関連するいくつかの徴証をあげてみよう。天正十年の小野寺氏と織田政権の關係を「奥羽永慶軍記」第三(元禄十一年成立)は、「同十年ノ春、山北ノ大将小野寺遠江守景通、比内ノ住人浅利与二郎義貫・前田薩摩守利信・秋田ノ名代檀山三次等、打列テ上洛ス」と伝えている(内閣文庫本)。後世の成立として、人名や時期などはにわかに信じがたいが、右の勧告とよく符合するところがあり、全く否定することもできない。

織田権力の到達（原田）

陸奥三戸の南部信直の場合は、「祐清私記」坤によると、一族で重臣の北信愛が信長への使者として「天正十年六月中旬糠部を打立」、下越後に到着した時、信長の生害を知り、しばらく逗留の後、しかたなく本国へ帰ったという（北左衛門進南部系図の段「南部叢書」第三冊）。

関東では、常陸下館の水谷正村が、「寛政重修諸家譜」巻八六九（文化九年成立）によると、「天正十年六月、右府に謁せんかため上洛し、近江路に至るときに、右府生害のよしを聞」と伝えられ、南部氏と同じく六月に本国を出発し、途中で信長の生害を聞いて上洛を中止したと伝えている（『新訂寛政重修諸家譜』第十四）。

また、下野皆川の皆川広照は、「寛永諸家系図伝」藤原氏丙六（寛永二十年成立）によると、「同十年、（徳川家忠）大権現に供奉して織田信長にまみゆ」と、天正十年五月中旬の徳川家康の安土登城に同行したという（『寛永諸家系図伝』第八）。

以上の東国諸氏の上洛に関する記事は、多くは後世の記録で、織田政権から「御礼」言上の勧告があったとも記されてはいない。だが、このように天正十年に集中して、東国諸氏の上洛に関する記事がいくつも伝えられていることからみて、「上様御礼之儀」が織田政権の政策として、各奏者を通して、少なくとも関東・奥羽の諸氏に広く勧告されていた、と推定するのが妥当ではなからうか。その手順は、

織田氏と同盟を結び、東国諸氏に対して影響力を持つ徳川氏をまず安土に登城させ、その後、関東・奥羽の諸氏を上洛させようとしたものと考えられる。この関東・奥羽の諸氏の上洛は、本能寺の変によって中断され、結果としては、ついに実現をみるに到らなかったが、それは単なる結果論にすぎず、これを歴史過程から把握するならば、東国からの「御礼」は、その実現の途上にあった、としなければならぬであろう。

こうした関東・奥羽の諸氏に対する「御礼」言上の勧告は、織田政権の間に迫った天下統一統實現への意気込みを示すとともに、中国・四国に対する心理的圧力として戦略上の意義もあつたと考えられる。

そこで、織田政権の構想した天下統一統の論理が問題となる。その詳しい検討は別稿に譲り、ここでは結論だけを展望しておく。信長は元亀二年に比定される書状で、越後の上杉氏に対して「仍就鷹之儀、度々雖申入、珍敷鷹在之由、聞及候間、重而差遣候、御分国無異儀様＝候者、可為快然候」と、鷹を執拗に督促している（三月廿日付上杉輝虎宛「上杉家文書」六一六『大日本古文書』家わけ十二）。

天正元年冬、伊達氏が信長へ「庭籠之鵝鷹一居、同巢主大小」を献上したのに対して、織田政権は、信長の近臣・祝重正が「随而此方分国中之躰、信長直風被申候」と、伊達

氏の分国を「直風」にすることを伊達方に報じている（十二月廿八日付祝重正書状、遠藤基信充、斎藤報恩会所藏「遠藤文書」）。「直風」の意味は明らかでないが、織田政権による分国安堵を意味しているものと考えられる。

天正八年三月十日、相模の北条氏の御使衆が上洛して、信長と会見した。「三使ニ而御縁辺相調、関東八州御分国に参」というのが、口上の趣であった。織田・北条両家の縁談を調えた上で、関東八州を織田氏の御分国として進上するというもので、前日の九日には「御鷹十三足」と「御馬五疋」が進上されている（「信長記」第十三）。

また、織田政権は、和平調停と併せて鷹の所望を行ってゐる。これは、將軍足利義昭が行った、和平調停に伴う紛争当事者双方への鷹所望（元龜元年二月廿三日付足利義昭御内書二通、大友宗麟充、「大友文書」『大分県史料』25・元龜二年カ二月廿六日付足利義昭御内書、柳沢元政充、「柳沢文書」『大日本史料』十一六）を、政策的に継承したものと見える。

天正八年にはじめられた豊後と薩摩の講和については、近衛前久に調停が委嘱された。薩摩の島津氏当主・義久充の天正八年（推定）九月十九日付前久書状追而書で、「度々申下候大鷹之儀、此節有御馳走、信長公江可被進事専要候」と、信長への大鷹の進上を督促している（「島津家文書」六

六四、『大日本古文書』家わけ第十六所収）。これより六日前の九月十三日付で義久の弟・義弘充に、「豊薩無事之儀、度々申越候キ（中略）将又、大鷹被差上可然候」と書き送っており（後編旧記雑録」卷十二）、近衛前久によって、和平調停と鷹所望が同時に行われていた。領土紛争の解決こそが、講和成立の要件であったことから、講和対象の双方から所望したのは、分国の象徴としての鷹であったと考えられる。講和の目的が、中国出馬への動員にあったことも（推定天正八年八月十二日付織田信長書状案、近衛前久充、「島津家文書」九九）みのがせない。織田政権への軍事指揮権の一元化をねらったものといえよう。

このように織田政権は、全国の領土（分国）の象徴として鷹を位置づけ、全国に鷹師を派遣し、諸氏と積極的な外交を進める中で、鷹所望を行なった。分国の象徴としての鷹を進上させることで、その分国を安堵しようとしたのである。

なお、この政策には、徳川氏が大きな役割を果している。天正五年と七年、家康は奥羽へ鷹師・中川市助を派遣して、自ら鷹所望を行うと共に、皆川・結城・水谷・蘆名・伊達・最上といった、奥羽までの道筋の諸氏に対しても、鷹の所望や、織田政権への鷹や馬の進上を勧めるなど、取次役としての地位を確立しようとした（「古文書」、『大阪城天

## 織田権力の到達（原田）

守閣所蔵文書」、「相州文書」、斎藤報恩会所蔵「遠藤文書」、「伊達家文書」。鷹師を通じて、東国諸氏と積極的な外交を展開し、影響力を増していったのである。

天正十年八月からの甲斐に於ける北条氏との対陣は、北条と徳川の単なる領土紛争ではなく、織田政権崩壊後の東国の支配権をめぐる、北条と反北条の盟主たる徳川の一戦であった（十月廿八日井伊直政自筆覚書、「木俣文書」『大日本史料』十一—二）。同年十月下旬の北条氏との和睦後は、北条と東国諸氏の紛争に際し、鷹師・中川市助を派遣して和平工作を行うなど、東国諸氏から、東国での和平調停者として期待を寄せられる存在となっている（三浦文書、「佐竹文書」、「皆川文書」）。

このような徳川氏の東国外交は、織田・豊臣両政権下で徳川氏の特異な位置を築き、両政権や自らの政権の性格をも規定していった。豊臣政権が関東・奥羽の惣無事の執達を、最終的には家康に委ねたことや、徳川氏の関東移封は、自然な帰結であったといえる。

こうした全国への鷹所望は、織田政権に始まったのではなく、室町幕府再興のために、將軍・足利義輝や義昭などによって行われていたもので、家康や秀吉などによっても行われ、中世から近世への過渡期、天下一統をめざした政権に共通してみられた政策であった。

全国から信長のもとへの鷹の進上は、こうした統一策が受け入れられた結果といえる。天正年間、殊に七年から九年に、全国から多数鷹の進上があったことは、この時期急速に天下一統が進んだことを示している。つまり、織田政権の全国統一政策の基調は、武力統一ではなく、豊臣政権と同じく個別大名権の惣安堵にあったと考えられる。

ただし、織田政権に対して、数年にわたり「不儀」を構えた場合は、浅井・朝倉・武田などのように族滅された（元龜四年九月七日付織田信長書状写、毛利輝元・小早川隆景充、「乃美文書正写」奥野高廣氏『増訂織田信長文書の研究』四〇一、〈天正三年〉十一月廿八日付織田信長朱印状写、田村清頭充、「歴代古案」七『同上』六〇八）。

### 註

(1) 両者は豊臣政権下でも同様な関係を継続している（弥生七日付小野寺輝道書状、千福遠江守充、「千福文書」東京大学史料編纂所架蔵影写本）。

(2) 越前府中の前田利長も「夫婦トモニ見物ニ上落有ヘシトテ、五月晦日ニ府ヲ立」ったという（『四戦略譜』柳瀬合戦、国会図書館本）。ただし、利長の妻が信長の娘である（岩沢愿彦氏前掲書）ことから、他の上落と同一視はできない。

(3) 引用した「御礼」言上に関連するこれらの徴証には、「上落」の語句が使われているが、千福氏の音信には、「上落」と明記はされておらず、家康の安土登城の事実から推測するな

らば、実質は「安土登城」で、比喩的用法であったとも考えられる。

- (4) 織田政権の天下一統に果した鷹の役割について、はじめに注目したのは、山名隆弘氏で、信長と諸大名との盟約関係を象徴する、と意義づけた(『織田信長と鷹狩』『国史学』八二、一九七〇)。その後、長谷川成一氏は、信長は鷹等の献上を待って諸大名の臣従と修交関係を継続した、と論じている(『鷹・鷹献上と奥羽大名小論』『本荘市史研究』一、一九八一)。
- (5) 馬の進上も多数みられ、鷹と同列に論じられるか否かは、重要な課題である。

(一九八三年度立教大学史学専攻前期課程修了)

#### 「史苑」原稿募集について

立教大学史学会誌「史苑」では以下の要領にて原稿を募集しております。

◇論文 四百字詰め原稿用紙五十枚程度

(枚数の多い場合は分割掲載となります)

◇書評 四百字詰め原稿用紙五枚〜十枚

〒一七一 東京都豊島区西池袋

三〜三十四〜一  
立教大学史学会

#### 会員の方へ会費納入のお願い

立教大学史学会会費(『史苑』誌代を含む)の納入をお願いいたします。会費が切れている場合は本誌発送時の封筒に「会費切」と押印されていますので、同封の振替用紙を御利用の上御送金下さいますよう、お願い申し上げます。折り返し領収書をお送りいたしますので御確認下さい。

会費 年額二、〇〇〇円

口座番号 東京九一七四七九八

加入者名 立教大学史学会